

原付に関する小テスト 付紙5－1
(令和元年11月25日 寺原自動車学校実技講習時の座学から)

○×

☐	問1	右折・左折・転回するときの合図は、約3秒前に出さなければならない。
☐	問2	黄色の灯火の矢印信号は、路線バスに対する信号である。
☐	問3	原動機付自転車の右折方法には、「二段階右折」と「小回り右折」の二つの方法がある。
☐	問4	運転者が危険を感じてブレーキをかけたとき、ブレーキが効き始めてから車が停止するまでの距離を制動距離という。
☐	問5	過去3年の累積点数が6点以上になると免許停止処分の対象になる。
☐	問6	上り坂の頂上付近や勾配の急な下り坂では徐行しなければならない。
☐	問7	原動機付自転車の法定速度は40キロである。
☐	問8	交通整理が行われていない横断歩道(自転車横断帯)で歩行者(自転車)が横断しようとしているときや横断しているときは一時停止や徐行をして歩行者(自転車)に道を譲らなければならない。
☐	問9	自動車が右左折するときは内輪差が生ずる。
☐	問10	安全な車間距離とは、走行中の速度の数字から15を引いた距離だと言われている。
☐	問11	進行方向の対面信号機が黄色の点滅信号であったので、他の交通に注意しながら進行した。
☐	問12	中央線が黄色の場合には、中央線をはみ出さなければ追い越してもよい。
☐	問13	車両通行帯が二つ以上の交差点では、原付は必ず二段階右折をしなければならない。
☐	問14	右折や左折をするときは必ず徐行しなければならない。
☐	問15	同一方向に二つの車両通行帯があるときは左側の車両通行帯を通過しなければならない。
☐	問16	原付免許を持っていれば60CCまでは運転してもよい。
☐	問17	原動機付自転車はいかなる場合も二人乗りは禁止されている。
☐	問18	原動機付自転車は路側帯を通行することができる。
☐	問19	車(原付を含む)は道路に面した場所へ出入りするときは、必ず歩道などの直前で一時停止しなければならない。
☐	問20	二輪車のブレーキは前輪ブレーキを使うと危険なので後輪ブレーキを使用したほうがよい。
☐	問21	原付を押して歩けばどんな状態でも歩行者として扱われる。
☐	問22	追越し禁止場所で停留所に停まっているバスを追い越した。
☐	問23	原動機付自転車の最大積載量は20kgである。
☐	問24	規制標識とは特定の通行方法を禁止したり指定したりするものである。
☐	問25	進路変更をするときの合図は30メートル手前で行う。